

開発行為の許可を受けられたかたへ

本日、開発行為の許可を通知いたしました。開発許可を受けられたかたは今後、以下の事項に注意してください。

※注意 開発行為の許可を受けて工事が完了し、完了検査・完了公告（都市計画法第36条）後でなければ建築物又は特定工作物の建築・建設することができません。

完了公告前に建築物又は特定工作物の建築・建設に着手したい場合は、公告前の建築等承認（都市計画法第37条）が必要となります。

1. 工事の現場について

（狭山市都市計画区域における開発行為等の規則に関する規則関係、以下狭山市規則という。）

工事の現場については、災害防止、事故防止等に努めることのほかに、次の事項を厳守してください。

- I. 工事の現場には、設計図書を備えてください。
- II. 工程の主要部分は、写真で記録してください。
- III. 工事の現場には次の標識により、見やすい箇所に許可があった旨を掲示してください。

様式第4号（3条関係）

都 市 計 画 法 に 基 づ く 開 発 行 為 の 許 可 標 識		
開発許可年月日・許可番号	令和 年 月 日 第 号	
許可を受けた者	住所	
	氏名	
工事施行者	住所	TEL
	氏名	
開発行為に含まれる地域の名称		
工事施行面積		
予定建築物		
工事期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
設計者	氏名	
	連絡先	
現場管理者	氏名	TEL
	連絡先	

60 cm 以上

※材料は、雨風に耐えられる木板又は金属板にしてください。

50 cm
以上

2. 工事着手届 (狭山市規則第3条)

開発行為の許可を受領後に開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書を提出してください。

提出部数 1部 添付書類 ①案内図

様式第3条 (第3条関係)

工 事 着 手 届 出 書	
令和 年 月 日	
(あて先) 狭山市長	
届出者 住所 氏名 印	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
さきに許可を受けた開発行為について、工事に着手したので、狭山市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
開発許可年月日・許可番号	令和 年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	令和 年 月 日
工事完了予定年月日	令和 年 月 日
工事施行者	住 所 電 話 番 号 ()
	氏 名
設 計 者	氏 名
	連 絡 先 電 話 番 号 ()
現 場 管 理 者	氏 名
	連 絡 先 電 話 番 号 ()
※ 受 付	※ そ の 他 必 要 な 事 項

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

3. 中間検査（狭山市規則第3条）

開発行為に関する工事が次の各号に掲げる工程に達したときは、速やかに、その旨を市長に届け出てください。

ア. 擁壁基礎工、路盤工、擁壁配筋工、橋梁配筋工が完了したとき。

イ. その他市長が指定する工程に到達したとき。

市長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めるときは、中間検査を行います。

○中間検査依頼書に添付する図書は次のとおりです。

1. 開発区域位置図（縮尺1：50,000以上）
2. 土地利用計画図（縮尺1：1,000以上）
3. 市へ帰属する土地がある場合は、分筆及び抵当権等抹消後の土地謄本写し
4. その他市長が必要と認める書類（検査において必要となる構造図面や工程写真等）

※提出部数 **5部**、ただし開発工事の内容により部数が増える場合があります。

様式第5号（第3条関係）

中間検査依頼書				
			令和 年 月 日	
(あて先) 狭山市長		依頼者 住所 氏名 印		
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕				
さきに許可を受けた開発行為に係る工事について、指定工程に達したので、狭山市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則第3条第2項の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。				
記				
開発許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 第	指定工程に到達 した区域の名称		
開発区域に含まれる地域の名称・面積	名称 面積 m ²	指定工程の内容		
予定建築物の用途		公共施設の有無*	有	無
工事着手年月日	令和 年 月 日	公告前建築等承認の有無*	有	無
指定工程到達年月日	令和 年 月 日	中間検査希望日	令和 年 月 日	
※ 受付	※ そ の 他 必 要 な 事 項			

4. 完了検査（都市計画法第36条）（狭山市規則第5条）

開発許可を受けた工事が次の段階に達したときは、国土交通省令において定める工事完了届出書を提出して完了検査を受けてください。

- ア. 開発区域の工事を完了したとき。
- イ. 工区に分けて許可を受けたときは、工区の工事が完了したとき。
- ウ. 公共施設の工事が完了したとき。

提出部数 1部 添付図書は下記のとおりです。ただし⑤ 確定測量図は別途1部。

- ①案内図 ②公図の写し ③公共施設を表示した平面図（縮尺1：500以上）
- ④工事の工程写真 ⑤確定測量図（縮尺1：300以上）
- ⑥土地利用計画図 ⑥開発許可通知書、開発変更許可通知書の写し⑦公共下水道管に接続する場合「排水設備等工事検査済証」写し※必要により

（注意事項）

1. 狭山市宅地等の開発に関する指導要綱が適用された開発工事については、指導要綱の完了検査も同時に行いますので、指導要綱の手続きも併せて実施してください。
2. 完了検査は関係各課が実施しますので、余裕をもって調整してください。

別記様式第四（都市計画法施行規則第29条関係）

工 事 完 了 届 出 書		令和 年 月 日
（あて先）狭山市長		
届出者	住所	
	氏名	印
都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。		
記		
1. 工事完了年月日	令和 年 月 日	
2. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称		
※ 受 付 番 号	令和 年 月 日 第 号	
※ 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
※ 検 査 結 果	合 否	
※ 検 査 済 証 番 号	令和 年 月 日 第 号	
※ 工事完了公告年月日	令和 年 月 日	
備考 ※印のある欄は記載しないこと。		

5. 不動産登記の嘱託（都市計画法第39条、40条）

【開発行為において設置された公共施設が法32条協議により市へ帰属される場合】

開発行為により設置された道路などの公共施設の用に供する土地は、法第36条第3項の完了公告の日の翌日から、市の管理となり帰属されます。

市へ帰属される公共施設とは下記の2種類があります。

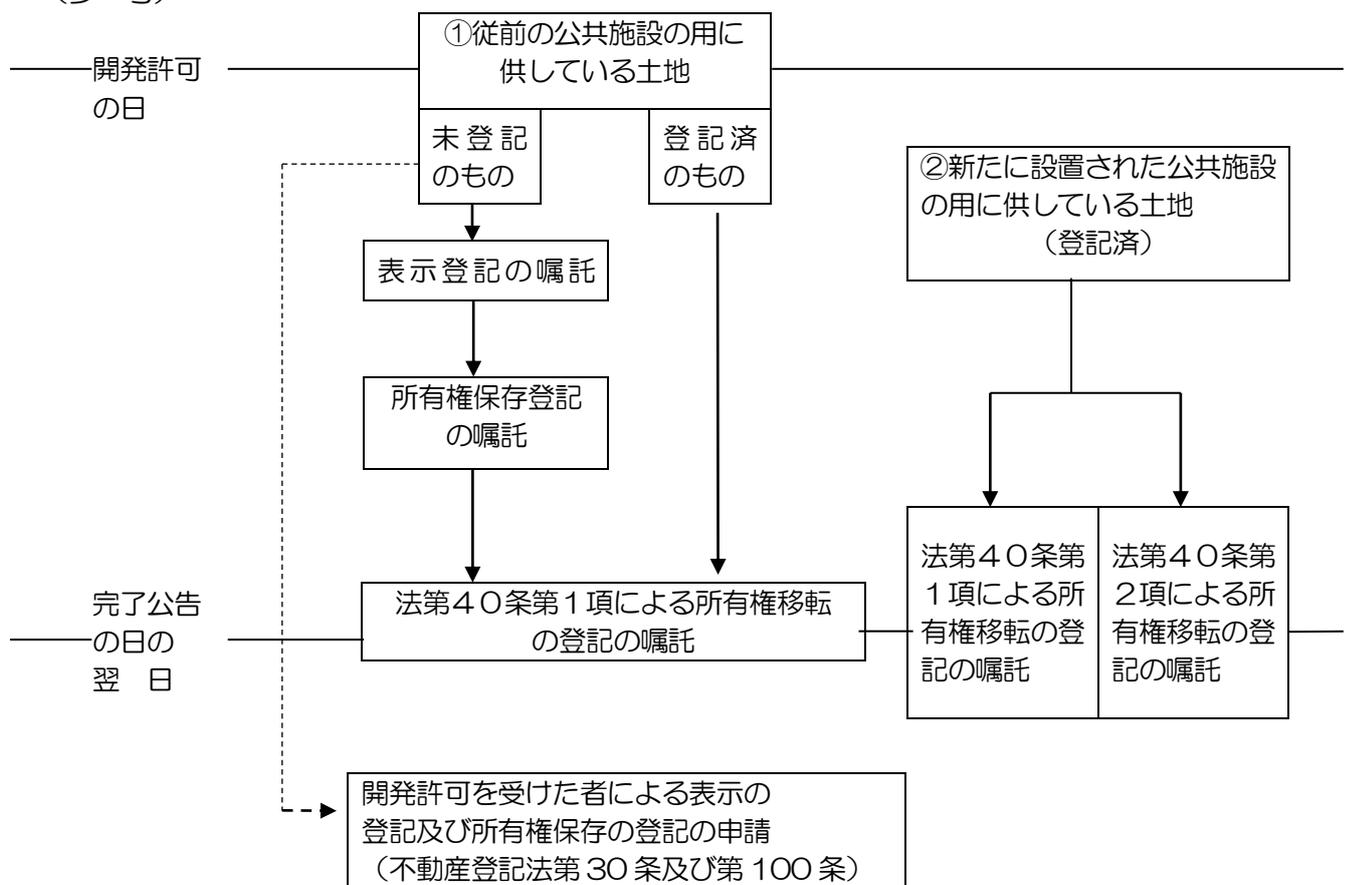
- ①従前の公共施設に代わる新たな公共施設として設置されるもの
- ②新たな公共施設として設置されるもの

①の土地については、従前の公共施設（道路・水路等）の表示登記がされていない場合が多いので、表示手続きから始めなくてはなりません。このため、帰属手続きを始める時期が②とは異なりますので注意してください。

開発行為の許可を受けた者は、土地の帰属手続きに係る調整を行う必要がありますので、市と連絡を図りながら手続きをしてください。

完了公告後、新たに設置した公共施設の嘱託登記に係る手続きは、管理課と協議のうえ速やかに進めてください。

（参 考）



※開発許可を受けた者が直接登記をする場合

6. 検査済証の交付（都市計画法第36条）

完了検査において、開発行為の許可の内容と工事が適合していたときは検査済証を交付します。

※設置された公共施設が市に帰属される場合、次の書類を 6部 提出後、検査済証を受け取ってください。

1. 案内図
2. 公図の写し
3. 法第32条協議書の写し（図面は除く。）
4. 確定測量図
5. 土地利用計画図
6. 排水計画平面図

7. 完了公告（都市計画法第36条）

市は、開発工事について検査済証を交付した場合、遅滞なく、当該工事が完了した旨の公告を行います。

工事が完了したことによる効果（建築制限の解除、公共施設の管理及び帰属など）は検査済証の交付ではなく、この公告があって始めて発生しますので、公告前の建築等承認申請（法第37条）で承認を受けた建築物等の使用は完了公告後でなければできません。

帰属する公共施設がある場合の開発行為について

